陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関	
学校	
病院	
地方協力本部	
情報本部	
技術研究本部	
装備施設本部	
防衛監察本部	
E地方支分部局	<北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄>
地方防衛局8［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］	防衛施設地方審議会8

注
1　本表は、内閣府設置法第2条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
2　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
(1)　国家行政組織法第19条第1項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
(2)　国家行政組織法第21条第1項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
(3)　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
3　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
4　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
5　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

○文部科学省告示第百八十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき、認証評価機関の認証をしたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二日

文部科学大臣　川端　達夫

名称及び事務所の所在地	役員の氏名	評価の対象	大学評価基準	評価方法	評価の実施体制	評価結果の公表の方法	評価の周期	評価に係る手数料の額
財団法人日本高等教育評価機構 東京都千代田区九段北四丁目二番十一号	理事長 佐藤登志郎 副理事長 髙倉翔 理事 石田恒夫、大沼淳、北島義俊、黒田壽二、小出忠孝、後藤淳、佐藤東洋士、髙柳元明、中村量一、西村駿一、野崎弘、野田起一郎、廣川利男、森田嘉一、森本正夫 監事 齋藤力夫、塚本邦彦、中原爽	短期大学の教育研究などの総合的な状況	財団法人日本高等教育評価機構の定める「短期大学機関別認証評価実施大綱」、「短期大学評価基準」（平成二十年十一月制定）による	財団法人日本高等教育評価機構の定める「短期大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十年十一月制定）による	財団法人日本高等教育評価機構の定める「短期大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十年十一月制定）による	財団法人日本高等教育評価機構の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	七年以内ごと	財団法人日本高等教育評価機構の会員は二百十万円に一学科あたり二十一万円を加えた額、非会員は二百十万円に一学科あたり一万円を加えた額に七十三万五千円（七年間の会費相当分）を加えた額
財団法人日本臨床心理士資格認定協会 東京都文京区本郷二丁目四十番十四号	会頭 森喜朗 専務理事 大塚義孝 常任理事 佐藤忠司、馬場禮子、上里一郎、田畑治、藤原勝紀 理事 岩崎庸男、鵜養美昭、大野博之、岡堂哲雄、蔭山英順、下山晴彦、村山正治、山中康裕 監事 末永清、滝口俊子	専門職大学院のうち臨床心理分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱（平成二十一年度版）」（平成二十一年二月制定）による	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱（平成二十一年度版）」（平成二十一年二月制定）による	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱（平成二十一年度版）」（平成二十一年二月制定）による	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の刊行物、インターネットの掲載、インターネットの利用等による	五年以内ごと	一専攻あたり三百十五万円